

宇美町指定給水装置工事事業者 指定(更新)時確認事項

令和 年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名

TEL

① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内で直近のもの)・・・HP公表対象外

● いずれかにチェックしてください。受講済みの場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

- 糟屋地区水道協会が主催する講習会を受講した。(年 月 日受講)
- 福岡県内の水道事業者が実施する講習会を受講。(令和 2年 5月15日受講)
- 過去5年間に一度も講習会を受講していない。

講習会を受講していない理由をお書きください。

未受講の場合は、その理由を記入してください。

② 指定給水装置事業者の業務内容・・・HP公表対象

● 該当するものにチェックしてください。

【一般家庭、店舗等の敷地内に設置された給水装置】

- 新設・・・給水装置の新設に係る工事を一括して施行することができる。
- 改造・・・給水装置の変更や改造に係る工事を一括して施行することができる。
- 修繕・・・給水装置の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施行することができる。
- その他・・・上記以外の工事を一括して施行することができる。

(その他の場合)施行可能な工事内容を記載してください。

【漏水修繕の対応箇所】

- 屋内 トイレ 給湯器 屋外
- その他 ()

【公道上に設置する水道本管】

- 新設・・・水道本管の新設に係る工事を一括して施行することができる。
- 修繕・・・水道本管の故障、老朽化等の修繕にかかる工事を一括して施行することができる。

③ 休業日・営業時間・・・HP公表対象

休業日 : (第2土曜日、日曜日、祝日、8/13～8/16、12/30～1/4)
 営業時間 : (8時から 17時まで)

④ 技能を有する者の状況確認

● 下記水道法施行規則第36条第1項に記入してください。また、これらの

資格については、下記の「資格の例」を参照してください。
 「給水装置工事主任技術者」はここでは該当しませんのでご注意ください。

技能を有する者の氏名を下欄に記入し、資格が無くても、経験を有していれば記入してください。欄が不足の場合は、別紙に記入してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	上記(1)及び(2)両方の 施工経験を有している(○×を記入)	直近の施工年度	保有している資格 (資格が無ければ×を記入)
〇〇 〇〇	○	令和3年	配管技能士
〇〇 〇〇	○	令和3年	×

記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙をご利用ください。

上記(1)及び(2)の工事を施工しないため該当なし。

水道法施行規則第36条第2号

(1)配水管から分岐して給水管を設ける工事[配水管への分水栓の取付、せん孔]及び(2)給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事[給水管の接合]を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

上記(1)及び(2)に係る資格の例

- ・ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ・ 職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士
 - ・ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
 - ・ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。

上記(1)及び(2)には該当しない資格の例

- ・ 1、2級管工事施工管理技士
- ・ 配水管技能者
- ・ 給水装置工事主任技術者

⑤ 給水装置主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内の受講の有無)・・・HP公表対象外

●指定給水装置工事事業者は、水道法施工規則第36条第4号により、給水装置工事主任技術者等の技術力の向上を図るため、施工技術等の習得を行える研修の機会を適時確保することが必要とされています。

過去5年以内に、指定給水装置工事事業者が選任している「給水装置工事主任技術者」及び「その他の給水装置工事に主に従事する者」の研修会の受講状況を記入してください。

● 外部研修の場合は受講を証明する書類の写しを添付してください。

● 自社研修の場合は、具体的な研修内容を示す書類(研修資料等)の写しを添付してください。

受講者名 (公表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	自社研修 「給水装置工事主任者者の職務と役割」について	令和2年 9月10日
〇〇 〇〇	〇〇財団 eラーニング	令和2年8月1日～8月31日
		日

記入欄が不足する場合は、必要に応じて別紙をご利用ください。

欄が不足の場合は、別紙に記入してください。

水道法施行規則第36条第4号

給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

確認の対象とする研修について

以下のような、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する研修を対象とします。

① 水道法(給水装置関連)

- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ・給水装置の構造及び材質

② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

③ 給水装置の事故事例と対策技術

④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

⑥ 確認事項の公表について

●「②指定給水装置事業者の業務内容」及び「③休業日・営業日」について、ホームページ等で公表して良いか、どちらかに○を付けてください。

※事業者名・所在地・電話番号・指定日・有効期限につきましては、宇美町の指定を受けた事業者様であれば、ホームページ上の指定給水装置工事事業者一覧に掲載します。

可・不可

確認事項につきましては、漏水等による修繕を依頼する場合や給水装置工事の施工に関する検討の際に、水道利用者の方の利便性の向上及び給水装置工事に係るトラブル防止のため、ホームページに公開します。

確認事項の提出がない場合は、更新手続き受付の際に聞き取り確認をさせていただきます。できる限り、提出のご協力をお願いいたします。

また、ホームページへの掲載を希望されない場合は、②③については「非公表希望」と表示いたします。

よろしくお願いいたします。

